

第67期 定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始9時）

場所

大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号
都シティ 大阪天王寺 6階 吉野の間
（旧：天王寺都ホテル）

※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件
第3号議案 当社株式の大量買付行為に
関する対応策（買収防衛策）
継続の件

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加
いただくための大切な権利です。ぜひとも議決権を行使してく
ださいようお願い申し上げます。詳細は3頁をご覧ください。

株主総会に
当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

書面（議決権行使書）による
議決権行使の場合

推
奨



各議案に対する賛否を
表示のうえ投函

〈新型コロナウイルス対策に関するお知らせ〉

株主様の健康と安全面を最優先にご検討いた
ただき、株主総会当日のご来場を見合わせて
いただくことを強く推奨申し上げます。

議決権行使については、書面により議決権
を行使することができますので、可能な限り
書面により事前に議決権をご行使ください。

なお、詳細については下記当社ウェブサイ
トにてお知らせいたします。

今後の状況により、内容を随時更新いたし
ます。

[http://www.jcm-hq.co.jp/ir/event/
meeting.html](http://www.jcm-hq.co.jp/ir/event/meeting.html)



●本年より、株主総会にご出席の株主様への お土産の配布はございません。

目次

第67期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
（提供書面）	
事業報告	45
連結計算書類	67
計算書類	69
監査報告書	71

株主各位

大阪市平野区西脇2丁目3番15号
日本金銭機械株式会社
代表取締役社長 上 東 洋次郎

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

このたび新型コロナウイルスに罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号 都シティ 大阪天王寺（旧：天王寺都ホテル） 6階 吉野の間 （末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 1.第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役4名選任の件 第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

<株主の皆様へのお願い>

- ・株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことを強く推奨申しあげます。
- ・議決権行使については、書面により議決権を行使することができますので、可能な限り書面により事前に議決権をご行使ください。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、またご妊娠をされている方は、ご来場をお控えいただくことを強く推奨いたします。これらに該当しない方におきましては、ご心配ご不安のある方は、決して無理をなさらずにご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方はご来場をお控えください。これらに該当する方は、感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・マスクの着用とアルコール消毒液のご使用について、ご協力のほどお願い申しあげます。
- ・本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮し、議場での報告事項（監査報告を含む）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に招集通知をご高覧いただきますようお願い申しあげます。

<当社の対応>

- ・会場受付など会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の登壇者及び運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
また、一部の運営スタッフは手袋を着用することがあります。
- ・ご来場の株主様へは、ご入場の際、運営スタッフによる体温測定をさせていただきます。
また、体調不良の株主様にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。
- ・本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

なお、今後の状況により、株主総会の運営につき大きな変更が生ずる場合には、以下の当社ウェブサイト等にてお知らせいたします。

<http://www.jcm-hq.co.jp/ir/event/meeting.html>



以上

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。以下のいずれかの方法（①書面による議決権行使を推奨）により、ぜひとも議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

1 書面（議決権行使書）による議決権行使の場合

推奨

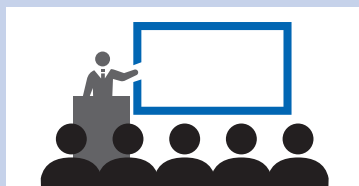


同封の
議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
表示のうえ投函

行使期限

2020年
6月24日（水）
午後5時30分
到着

2 株主総会に当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会
開催日時

2020年
6月25日（木）
午前10時

以上

インターネットによる開示について

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jcm-hq.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ①事業報告（業務の適正を確保するための体制及び運用状況）②連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）③計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jcm-hq.co.jp/>）に掲載させていただきます。

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役2名（1名増員）を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会への出席率 (第67期)
1	再任 かみ ひがし こういちろう 上 東 宏一郎	取締役会長	100.0% (18回中18回)
2	再任 かみ ひがし ようじろう 上 東 洋次郎	代表取締役社長	100.0% (18回中18回)
3	再任 たか がき つよし 高 垣 豪	常務取締役上席執行役員 経営企画本部長	100.0% (18回中18回)
4	再任 い うち よし ひろ 井 内 良 洋	取締役上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業本部、 生産本部管掌	100.0% (18回中18回)
5	再任 うえ の みつ ひろ 上 野 光 宏	取締役上席執行役員 グローバルガバナンス本部長 兼 JCM EUROPE GMBH.代表取締役	92.8% (14回中13回)
6	再任 なか たに のり ひと 中 谷 議 人	取締役上席執行役員 第1研究開発本部長 兼 品質本部長	100.0% (14回中14回)
7	再任 社外 よし かわ こう じ 吉 川 興 治 独立役員	社外取締役	94.4% (18回中17回)
8	新任 社外 さる わたり たつ ひこ 猿 渡 辰 彦 独立役員		—% (一回中一回)

(注) 上野光及び中谷議人の両氏の取締役会への出席率は、2019年6月26日の取締役就任以降の状況を記載しております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	かみ ひがし こういちろう 上 東 宏一郎 (1957年12月15日生) 再任 在任年数 (本総会終結時) 33年 取締役会への出席率 (第67期) 100.0% (18/18回)	1978年 4月 当社入社 1987年 5月 当社取締役 1991年 6月 当社常務取締役 1994年 6月 当社代表取締役社長 2007年 4月 当社取締役 2007年 6月 当社取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 上東興産株式会社 代表取締役	2,707,246株
取締役候補者とした理由 上東 宏一郎氏は、長年にわたり取締役として経営に参画し、かつ代表取締役社長を務めるなど豊富な経営経験を有し、現在は取締役会長として大所高所からの意思決定と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。			
候補者と当社との間の特別の利害関係について 上東 宏一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	<p>かみ ひがし ようじろう 上 東 洋次郎 (1959年6月5日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会終結時) 27年</p> <p>取締役会への出席率(第67期) 100.0%(18/18回)</p>	<p>1984年10月 当社入社</p> <p>1993年 6月 当社取締役</p> <p>1995年 5月 当社取締役海外営業部長</p> <p>2006年 6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長</p> <p>2007年 4月 当社代表取締役社長(現任)</p>	1,458,283株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>上東 洋次郎氏は、海外子会社における経営経験を活かし、現在は代表取締役社長としてグローバルに展開する当社グループの経営に対して統率力を発揮して、果敢な経営判断と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p> <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>上東 洋次郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>		
3	<p>たか がき つよし 高 垣 豪 (1961年9月13日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会終結時) 7年</p> <p>取締役会への出席率(第67期) 100.0%(18/18回)</p>	<p>1997年 8月 当社入社</p> <p>2007年 6月 当社執行役員管理本部副本部長</p> <p>2011年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長</p> <p>2013年 6月 当社取締役上席執行役員</p> <p>2013年12月 当社経営企画本部長(現任)</p> <p>2019年 6月 当社常務取締役上席執行役員(現任)</p> <p>2019年 7月 当社第1研究開発本部、品質本部管掌</p>	5,300株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>高垣 豪氏は、入社以来、総務・法務コンプライアンス・人事関連の業務に従事して当社グループの発展を支えた実績があり、また、現在は常務取締役として当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p> <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>高垣 豪氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	<p>い うち よし ひろ 井内良洋 (1960年5月21日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会最終時) 2年</p> <p>取締役会への出席率(第67期) 100.0%(18/18回)</p>	<p>2004年 3月 当社入社</p> <p>2007年 6月 当社執行役員海外統轄本部副本部長</p> <p>2010年11月 JCM GOLD (H.K.) LTD.代表取締役</p> <p>2016年 6月 当社上席執行役員生産本部担当</p> <p>2018年 6月 当社取締役上席執行役員グローバル統轄 本部長(現任)</p> <p>2019年 7月 当社営業本部、生産本部管掌(現任)</p>	11,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>井内良洋氏は、入社以来、主に海外での販売活動に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は取締役としてグローバルな視点に基づき適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>			
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>井内良洋氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	<p style="text-align: center;">うえ の みつ ひろ 上野光宏 (1954年5月28日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数(本総会最終時) 1年</p> <p>取締役会への出席率(第67期) 92.8%(13/14回)</p> <p>2019年6月26日就任以降</p>	<p>1978年 4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行</p> <p>2000年 5月 同行千里中央支店支店長</p> <p>2003年10月 (株)近畿大阪銀行(現(株)りそな銀行) 執行 役員融資部・融資企画部担当</p> <p>2006年 8月 フィッチ・レーティングス・リミテッド ダイレクター</p> <p>2011年 4月 オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキン グ・グループ・リミテッド 東京支店パーソナル・バン キング部門ダイレクター</p> <p>2016年 4月 当社顧問</p> <p>2016年 6月 当社常勤監査役(社外監査役)</p> <p>2019年 6月 当社取締役上席執行役員グローバルガバ ナンス本部長(現任)</p> <p>2020年 4月 JCM EUROPE GMBH.代表取締役(現 任)</p>	3,200株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>上野光宏氏は、2016年から常勤監査役(社外監査役)として、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な知識と経験を活かして、当社グループに対する有益な助言・提言を行っていたことに加え、現在は取締役としてグローバルガバナンスやリスク管理機能について適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>		
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>上野光宏氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	<p style="text-align: center;">なか たに のり ひと 中 谷 議 人 (1960年2月20日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数 (本総会終結時) 1年</p> <p>取締役会への出席率 (第67期) 100.0% (14/14回) 2019年6月26日就任以降</p>	<p>1990年10月 当社入社</p> <p>2007年 6月 当社執行役員 S C M本部副本部長</p> <p>2008年 5月 当社技術本部副本部長</p> <p>2010年11月 JCM CHINA CO.,LTD.代表取締役</p> <p>2015年 6月 当社ものづくり統轄本部生産担当</p> <p>2016年 6月 当社生産本部長</p> <p>2017年 6月 当社第2研究開発本部長</p> <p>2018年 6月 当社上席執行役員 J C Mシステムズ株式会社常務取締役 (現任)</p> <p>2019年 6月 当社取締役上席執行役員 (現任)</p> <p>2019年 7月 当社品質本部長 (現任) 当社第1研究開発本部長 (現任)</p>	9,700株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>中谷議人氏は、入社以来、主に生産関連業務に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は品質部門と研究開発部門の責任者を務めるなど、担当業務の機能強化を通じて当社グループの発展に貢献した実績と経験を有することから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>	<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>中谷議人氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	<p>よし かわ こう じ 吉川興治 (1950年2月8日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数(本総会最終時) 6年</p> <p>取締役会への出席率(第67期) 94.4%(17/18回)</p>	<p>1978年 4月 検事任官(大阪地方検察庁)</p> <p>2000年 4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長</p> <p>2004年 4月 最高検察庁検事</p> <p>2005年 7月 大阪地方検察庁次席検事</p> <p>2009年 1月 神戸地方検察庁検事正</p> <p>2010年 1月 検事退官</p> <p>2010年 3月 弁護士登録</p> <p>2014年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士(馬場法律事務所)</p> <p>NCS&A株式会社 社外監査役</p>	一株
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>吉川興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国カジノにおけるゲーミングライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスを行っており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。</p>		
	<p>独立性について</p> <p>当社は、吉川興治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p>		
	<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>吉川興治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>		
	<p>責任限定契約について</p> <p>当社は、吉川興治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	<p>さる わたり たつ ひこ 猿 渡 辰 彦 (1953年3月1日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p>	<p>1976年 4月 東陶機器(株) (現 T O T O(株)) 入社</p> <p>2001年 6月 同社取締役執行役員機器事業グループ長</p> <p>2002年 6月 同社取締役常務執行役員機器事業グループ長兼中央技術センター所長</p> <p>2006年 6月 同社取締役専務執行役員研究・技術グループ、経営企画部担当</p> <p>2013年 5月 (株)井筒屋 社外監査役</p> <p>2013年 6月 T O T O(株)代表取締役副社長</p> <p>2016年 6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)ノリタケカンパニーリミテド社外監査役</p>	<p>一株</p>
<p>8 社外取締役候補者とした理由</p> <p>猿渡辰彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けた経営活動における助言・提言が期待されることに加え、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を新たに社外取締役候補者としております。</p>			
<p>独立性について</p> <p>当社は、猿渡辰彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定をしております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p>			
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>猿渡辰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			
<p>責任限定契約について</p> <p>当社は、猿渡辰彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。</p>			

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外監査役2名を含む監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会への出席率 (第67期)	監査役会への出席率 (第67期)
1	再任 山 澤 茂 やま ざわ しげる	常勤監査役	100.0% (18回中18回)	100.0% (15回中15回)
2	再任 寺 岡 路 正 てら おか みち まさ	常勤監査役	100.0% (14回中14回)	100.0% (10回中10回)
3	再任 社外 独立役員 森 本 宏 もり もと ひろし	社外監査役	94.4% (18回中17回)	86.7% (15回中13回)
4	新任 社外 独立役員 佐 藤 陽 子 さ とう よう こ		—% (一回中一回)	—% (一回中一回)

(注) 寺岡路正氏の取締役会及び監査役会への出席率は、2019年6月26日の監査役就任以降の状況を記載しております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
1	やま ざわ しげる 山 澤 茂 (1955年4月21日生) 再任 在任年数 (本総会終結時) 2年 取締役会への出席率 (第67期) 100% (18/18回) 監査役会への出席率 (第67期) 100% (15/15回)	1976年 3月 当社入社 1998年 4月 当社営業本部営業推進部長 2004年 4月 当社国内営業本部副本部長 2006年 6月 当社執行役員 2007年 6月 当社上席執行役員国内営業本部長 2015年 4月 当社上席執行役員グローバルコマーシャル本部副本部長 2018年 4月 当社上席執行役員グローバルオペレーション本部副本部長 2018年 6月 当社常勤監査役 (現任)	40,700株
	監査役候補者とした理由 山澤 茂氏は、国内外の取引先に対する営業を中心に要職を歴任しており、販売現場における不正の予防やリスクの回避について十分な見識と経験を有するとともに、当社グループ全体の業務内容にも精通していることから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を引き続き監査役候補者としております。		
候補者と当社との間の特別の利害関係について 山澤 茂氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			
2	てら おか みち まさ 寺 岡 路 正 (1960年5月17日生) 再任 在任年数 (本総会終結時) 1年 取締役会への出席率 (第67期) 100% (14/14回) 監査役会への出席率 (第67期) 100% (10/10回) 2019年6月26日就任以降	1980年 6月 当社入社 2006年 6月 当社執行役員管理本部副本部長 2007年 6月 当社上席執行役員管理本部長 2014年 6月 JCMシステムズ株式会社常務取締役 2017年 6月 当社上席執行役員 経営企画本部国内関連事業統轄部長 2018年 6月 当社リスク管理統轄 兼 内部監査担当 2019年 6月 当社常勤監査役 (現任)	42,731株
	監査役候補者とした理由 寺岡路正氏は、入社以来、財務・経理を中心とした管理業務に長年にわたって従事し、当該業務に関する豊富な経験と実績を有しており、リスク管理や内部監査業務の責任者を務めるなど、当社グループ全体の業務内容にも精通していることから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を引き続き監査役候補者としております。		
候補者と当社との間の特別の利害関係について 寺岡路正氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	<p>もり もと ひろし 森 本 宏 (1960年7月13日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数(本総会最終時) 25年</p> <p>取締役会への出席率(第67期) 94.4%(17/18回)</p> <p>監査役会への出席率(第67期) 86.7%(13/15回)</p>	<p>1987年 4月 弁護士登録、北浜法律事務所(現 北浜法律事務所・外国法共同事業)入所</p> <p>1995年 6月 当社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士(弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO)</p> <p>株式会社千趣会 社外監査役</p> <p>岩井コスモ証券株式会社 社外監査役</p>	一株
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>森本 宏氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の健全性やコンプライアンス確保のための高い見識と幅広い経験を有することから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者としております。</p>			
<p>独立性について</p> <p>当社は、森本 宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定をしております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p>			
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>森本 宏氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			
<p>責任限定契約について</p> <p>当社は、森本 宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
	<p style="text-align: center;">さ と う よ う こ 佐 藤 陽 子 (1960年7月23日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1986年 9月 太田昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1990年 3月 公認会計士登録</p> <p>2011年 5月 新日本有限責任監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）シニアパートナー就任</p> <p>2019年 6月 E Y新日本有限責任監査法人 退所</p> <p>2019年 9月 公認会計士佐藤陽子事務所所長（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>公認会計士（公認会計士佐藤陽子事務所所長）</p>	一株
4	<p>社外監査役候補者とした理由 佐藤陽子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識に基づいた客観的・専門的な視点からの助言・提言が期待されることから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を新たに社外監査役候補者としております。</p> <p>独立性について 当社は、佐藤陽子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定をしております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p> <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について 佐藤陽子氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> <p>責任限定契約について 当社は、佐藤陽子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。</p>		

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外役員は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間500万円、団体の場合は1200万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1000万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
10. 過去5年間に於いて、上記2から9に該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外役員候補者とする場合がある。

以上

第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、2006年6月28日開催の第53期定時株主総会におけるご承認を得て、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するための当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、第55期、第58期、第61期及び第64期定時株主総会において、必要に応じて内容の一部改定を行いつつ、その継続につき、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、現在継続中のプランを「現プラン」といいます。）が、現プランは、本定時株主総会の終結の時をもって、その有効期間が満了することになります。

当社では、現プランの継続決定後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる様々な議論の進展を踏まえ、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、その継続の是非を含め、その在り方について検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に規定される当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、継続後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしましたので、お諮りするものであります。

上記取締役会では、本プランの継続について、独立社外取締役1名を含む取締役8名の全員一致で承認可決されるとともに、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本プランの継続に当たり、主な変更点は以下のとおりです。

- ①特別委員会の委員について、東京証券取引所に対し「独立役員」として届け出ている当社の社外取締役又は社外監査役の中から選任することに限定いたしました（独立役員を2名から4名に増員予定）。
- ②その他、特別委員会規程についてその概要を記載するとともに、日付の表記を西暦に統一するなど文言の整理等を行いました。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容、企業価値の源泉や当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

当社は上場企業であることから、当社株式の売買については、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づいて行われるべきものと考えております。当社に対する株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、近年、わが国の資本市場では、対象企業の経営陣との事前の協議や合意のプロセスを経ることなく、突然、いわば敵対的かつ一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。一方的な株式の大量の買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に対し株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象企業の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象企業の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、その他真摯に合理的な経営活動を行う意思が認められないもの等、対象企業の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものと考えます。

当社は、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値について株主や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量の買付行為がなされた際に、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について短期間で適切な判断を求められる株主の皆様にとって、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、当該買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、その事業計画の内容、買付者の過去の投資行動、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、株主の皆様の重要な判断材料になると考えます。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みは存在するものの、市場内で行われる大量買付行為は公開買付規制の対象とならないことから、前述の情報提供の仕組みを設けて対応することができません。さらに、公開買付規制の適用がある大量買付行為に関しても、金融商品取引法で認められている買付者に対する意見表明報告書による質問の回数は一回に限定されていることに加え、当該質問への対応についても、買付者が十分な回答を行うことは義務付けられておらず、理由を付して回答を行わないことも可能となっております。したがって、公開買付規制が適用される大量買付行為であっても、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かについて十分に検討する時間を確保できないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることは否定できません。

以上の状況を考慮した結果、当社といたしましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、当該買付行為に対する株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会にて一定の評価期間が経過した後にものみ当該買付行為を開始することを可能としておく必要があると考えております。

また、前述のとおり、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を著しく損なうものがないとは言えず、当該大量買付行為から当社の企業理念やブランド、株主を始めとするステークホルダーの利益を守ることは、当社の経営を預かる者としては当然の責務であると認識しております。

以上の責務を全うするため、当社取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、その買付行為が当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を慎重に検討の上、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切か否かを判断する必要がある、そのためには当社取締役会が設定して事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える対応策をとることが、当社の企業価値の向上、ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するために必要であると考えます。

Ⅱ. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1955年の創業以来、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力、過去から蓄積した膨大な量の貨幣データや安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、ゲーミング市場及びコマース（流通、金融、交通等）市場向けの各種紙幣関連ユニットのほか、各種自動販売機、精算機、情報端末機など、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器や、遊技場向各種設備機器の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴のある事業展開を行っております。

また、米国各州のゲーミング委員会による当社及び当社経営陣に対する厳格な審査を経て、200以上のゲーミングライセンスを取得するなど、コンプライアンスを重視した企業としての信頼性に基づき米国カジノ市場において高いシェアを誇っております。

当社はこれら特徴ある事業形態や企業特性を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、キャッシュレス決済の台頭に対応する紙幣識別ユニットとのハイブリッド製品や、紙幣の搬送技術と納金機能を融合したシステム製品を開発するなど、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに貢献しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

2. 企業価値最大化に向けた取組みの概要

(1) 「中期経営計画」の策定

当社は、現在、2019年5月14日に公表した2021年度（2022年3月期）を最終年度とする中期経営計画ローリングプラン（Ⅳ）に定める以下の基本方針及び重点施策の下に事業活動を進めております。

【基本方針】

「グループ全体の企業価値向上に向けた収益構造、経営体質の改善」

- ①グループのグローバル・ガバナンス体制の強化
- ②収益力の強化、収益基盤の再構築
- ③グループでの事業推進・執行力アップとスピード化による競争力の強化
- ④経営体制(基盤)の刷新

【重点施策】

- ①新規事業領域の拡大
(販路拡大)

・第3の事業部門である、グローバルコマースの強化により、市場・地域・顧客層の拡大を加速化させる。

(新製品開発による新市場創出)

・開発途上にある開発テーマの早期上市を加速化させ、新製品による売上高への貢献を急ぐ。

- ②既存事業領域の収益性の改善

・営業、開発、生産、品質、保守・メンテ事業等の収益構造・体質の改善に一貫して取り組む。

- ③長期ビジョンとして、新しい決済システム時代を踏まえ、技術革新、市場構造の変化に向けたマーケティングと、新たな市場創造に対応できる技術・開発力の強化を図り、新しい事業分野として、第4の事業分野を創造する。

- ④上記①～③の施策に対し、各事業部門の機動力強化を中心に、M&A等の戦略投資をはじめ、財務戦略、人事戦略等により最適な経営資源を傾注し、中期計画ローリングプラン（Ⅳ）の達成に向けて取り組むこととする。

残念ながら当中期経営計画の初年度である2019年度については、ドイツにおける法規制前の駆け込み需要の反動減に加え、人件費の高騰や米中貿易摩擦に伴う追加関税を背景とする中国からフィリピンへ生産拠点の移管を加速したことによる経費の増加や、新製品の市場投入が端境期となったこともあり、売上高・利益ともに目標未達となる厳しいスタートとなりました。以上のように業績見込みが初年度より計画と大きく乖離するという状況を勘案し、中期経営計画の見直しについては既に着手しておりますが、新型コロナウイルスによる生産や販売に与える影響を見極めつつ、新たな経営計画を策定する予定であります。まずは現行のローリングプラン（Ⅳ）に掲げる数値目標に近づけるよう、主力市場でのシェア確保と事業領域の拡大に取り組んでまいります。

(2) コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンスについては、2006年6月の執行役員制度の導入による経営監督機能と業務執行機能の分離を皮切りに、当社にとって最適なスタイルを求めて変革を重ねてまいりました。2014年6月には社外取締役制度を導入し、外国人取締役を含む2名を選任して、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と、経営の透明性の向上に努めてまいりました。社外取締役については、昨年一時的に1名に減員となりましたが、本定時株主総会における取締役選任議案のご承認を条件に、社外取締役2名の体制に戻すとともに、社外監査役についても女性1名を新たに加えた2名による体制とすることで、取締役会における多様性の確保と監督機能の強化に取り組んでまいります。

(3) 利益還元方針

利益還元方針につきましては、利益配分に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案し、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを目標としており、今後も当該方針に従って各期の業績に応じた利益還元を実施してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続するものであります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

当社の2020年3月31日現在の大株主の状況は、事業報告の「2. 会社の現況（1）株式の状況④大株主（上位10名）」に記載のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の約33%は当社役員（取締役7名、監査役2名、執行役員7名）及びその関係者（資産管理会社1社、従業員持株会及び取締役、監査役、執行役員の子親等内の親族6名）によって保有されております。しかし、当社は上場会社であり、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、上記の当社役員及びその関係者の保有割合約33%のうち約17%は個人株主が占めており、各々の意思や事情により当社株式の譲渡、相続その他の処分がなされ、その保有株式が分散・散逸していく可能性は否定できず、必ずしも将来の安定性まで保証するものではないため、今後当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式の大量買付けがなされる可能性があります。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが引続き必要不可欠であると判断し、2020年5月12日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、これを継続することを決定いたしました。

なお、本プランの継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランに関する手続きの流れにつきましては、【別紙1】にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

(1) 対象となる買付け等

本プランにおいては、次の①又は②に該当する買付けがなされる場合（当社取締役会が予め同意した場合を除く）に、本プランに定める手続に従っていただくことといたします。

①当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
注1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注2：金融商品取引法第27条の23第3項に規定する保有者を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下、②において同じです。

注5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じです。

(2) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け又はその提案（以下、併せて「買付け等」といいます。）を行う場合には、まず、その実施に先立ち、当社に対して当該買付者等が買付け等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書は当社の定める書式によるものとし、買付者等の名称・住所・設立準拠法・代表者の氏名・国内連絡先・買付け等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

次に、当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、買付者等に対し、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成等のために提供していただくべき情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付いたします。提供していただく情報の具体的内容は、買付者等の属性、買付け等の内容により異なりますが、項目の具体例としては以下のものが挙げられます。なお、かかる情報を提供していただく際の使用言語も日本語に限ります。

(a) 買付け等の具体的内容

- ①買付けの目的、方法及び内容（買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の確実性等を含みます。）
- ②買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合には、その内容
- ③買付対価の内容（価額・種類等）、対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- ④買付資金の裏付け、買付者等に対する資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の具体的な名称及び資金の調達方法（関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付けを行った後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の内容
- ⑥買付け後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係人の処遇方針
- ⑦その他当社が合理的に必要と判断する情報

(b) 買付者等に関する事項

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、経歴又は沿革を含みます。）、事業内容、財務状態、経営状態及び業績、過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の経歴等

当社は、当初提供していただいた情報だけでは、株主の皆様への判断に資する意見を形成するには不十分であると考えられ、かつ追加情報の必要性につき特別委員会からも書面による賛同を得られる場合、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくよう要請いたします。

但し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）は、本必要情報のリスト発送日から起算して60日を上限として設定され、本必要情報が十分に揃わない場合でも情報提供期間が満了したときは、買付者等との情報提供に係るやりとりを打ち切って、下記（3）の手続に入るものといいたします。

なお、当社取締役会は意向表明書が提出された事実については適切に開示し、当社に提供された情報については、当社が必要であると認めた場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

（3）買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、上記（2）に基づき当社が求めた情報が十分に揃ったと認めた場合又は情報提供期間が満了した場合には、その旨を買付者等に通知し、かつ速やかにその旨を開示するとともに、当社取締役会によるこれらの情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは当該買付け等に対する意見形成、代替案の策定等を行うための時間的猶予として、当該買付け等の内容に応じて下記①又は②による期間（以下、「評価期間」といいます。）を設定いたします。買付けは、この評価期間が経過した後初めて実施され得るものといいたします。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合には60日（初日不算入）

②その他の買付けの場合には90日（初日不算入）

当社取締役会は、評価期間内において、買付者等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当該買付内容を改善させるために当該買付者等と協議・交渉を行うとともに、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものといいたします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に本プランの発動又は不発動に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができます。この場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

(4) 特別委員会による勧告

(a) 特別委員会について

当社は、上記（3）に定める買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び下記(b)に定める発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、「特別委員会規程」に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。特別委員会規程の概要は、【別紙2】に記載のとおりです。

特別委員会が評価・検討等を行うに当たっては、その判断が企業価値の向上、株主の皆様の共同の利益に適うものとなることを確保するため、当社の費用により独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

特別委員会を構成する委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役及び当社社外監査役の中から当社取締役会により選任され、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とし、なお、特別委員会の委員の氏名及び略歴は【別紙3】のとおりであります。

(b) 特別委員会による本プラン発動の勧告

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下、「発動事由」といいます。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動（具体的な対抗措置の内容は下記（6）に記載のとおりであります。）を勧告いたします。

①本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合

②次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合

（i）買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）。

（ii）当社の経営を一時的に支配して、当社等の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと。

（iii）当社等の資産を、買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること。

- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社等の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること。
- ③強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと。）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
- ④買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當なものである場合
- ⑤当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買付け等である場合

但し、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

なお、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告するものといたします。

(c) 特別委員会による本プラン不発動の勧告

特別委員会は、買付者等が上記（2）及び（3）に定める情報提供並びに評価期間の確保その他本プランに定める手続を遵守していると判断し、かつ買付者等から提供された情報・資料の評価・検討並びに当社取締役会による買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付け等が発動事由のいずれにも該当しないと判断するに至った場合には、当社取締役会に対して本プランの不発動を勧告いたします。

但し、特別委員会は、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、改めて本プランの発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（4）による特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要、特別委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行うものといたします。

また、当社取締役会は、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるよう速やかに株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議するものいたします。当社取締役会は、株主総会において本プラン発動の決議がなされた場合には、株主総会の決定に従い、本プラン発動に必要な手を遂行いたします。買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動若しくは不発動に関する決議を行うまでの間、又は上記株主総会が開催される場合には当該株主総会において本プラン発動に関する決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものいたします。

なお、発動の決定後に、本プランの発動の中止又は撤回が決定された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(6) 具体的方策の内容

当社取締役会が不適切な買付け等に対抗するための具体的方策は、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項」に記載の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての方法による発行によります。

本新株予約権の主な内容は、以下のとおりであります。

(a) 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議（以下、「本新株予約権発行決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個以上の割合で、本新株予約権を割当てます。

(b) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。

(c) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）に2を乗じた数を上限とします。

(d) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円といたします。

(e) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6か月を経過した日までといたします。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日といたします。

(f) 本新株予約権の行使条件

①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」若しくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者」、又は⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」（以下、①ないし⑥に該当する者を「非適格者」と総称いたします。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(g) 本新株予約権の取得

①当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、「有効期間」といいます。）は、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までといたします。

そして、当社は、2023年3月期に係る定時株主総会において、本プランの継続につき株主の皆様承認を要するものとし、本プランの継続につき株主の皆様承認が得られた場合には、当該定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで本プランは引き続き効力を有するものとし、以後も同様に、3年ごとに本プランの継続につき株主の皆様の意思を確認することといたします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものいたします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によってこれを廃止させることが可能であります。

また、当社は金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

Ⅳ. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005（平成17）年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008（平成20）年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

上記Ⅲ. 1. に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。

また、上記Ⅲ. 2.（5）取締役会の決議に記載したとおり、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議して、株主総会において本プラン発動の決議がなされることを要するものとしております。

さらに、上記Ⅲ. 2.（7）本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更に記載したとおり、本プランは有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、又は当社株主総会で選任された取締役ににより構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの継続及び廃止は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2.（4）(b)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策の在り方を精緻に分析したうえで設定されたものであります。

(d) 特別委員会の設置

当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、かかる特別委員会設置の目的に鑑み、上記Ⅲ. 2.（4）(a)に記載する条件を満たす、当社取締役会から独立した者からのみで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。

(e) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1. 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

2. 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

3. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告いたします。

(2) 本新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が非適格者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとしたします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえで、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

(3) 本新株予約権取得の手続

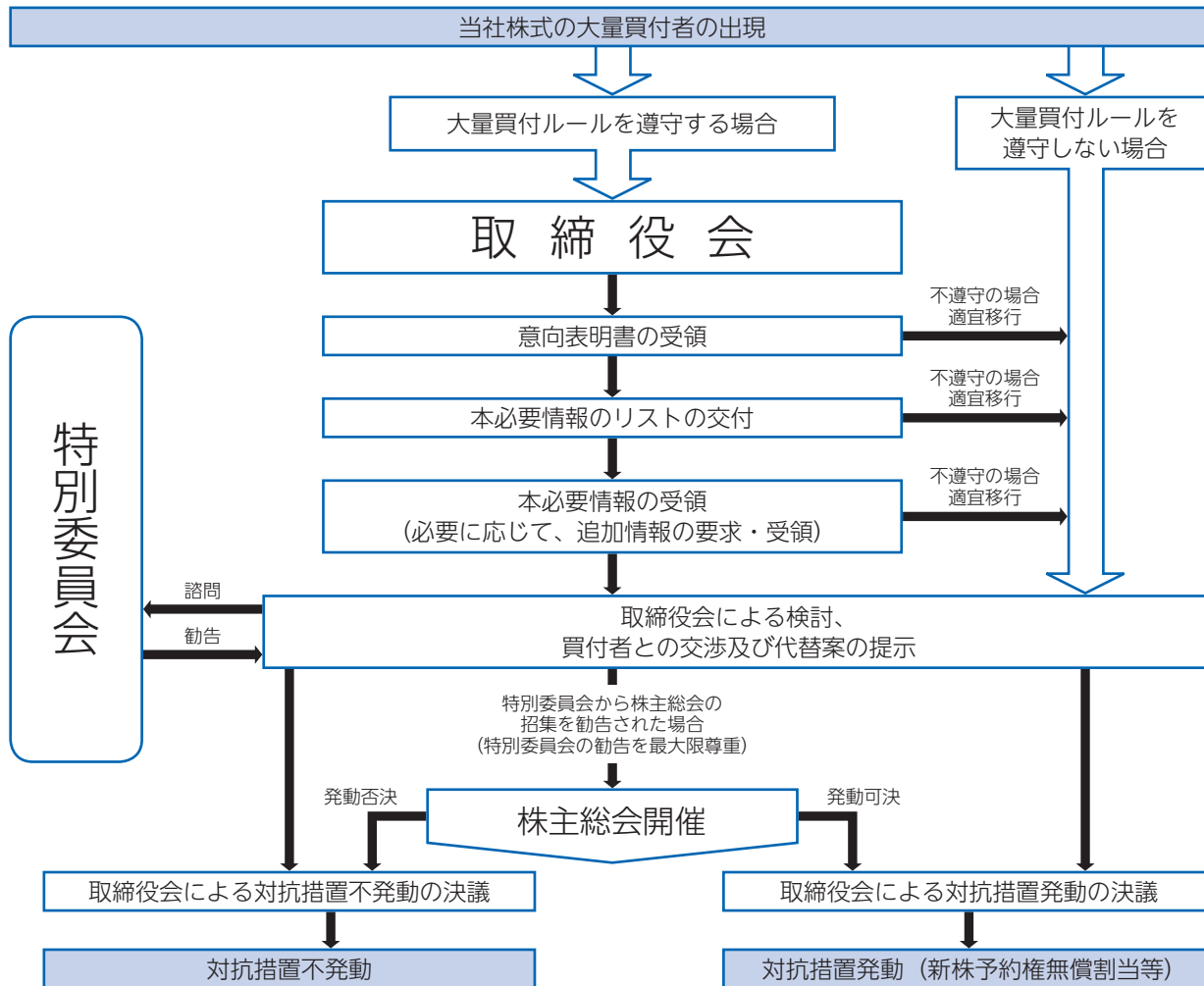
当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができることと定めた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得いたします。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1株の当社普通株式を受領することになります。そのため、この場合、本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません。かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以 上

【別紙1】

本プランにおける手続の流れの概要



※上記フローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、第3号議案本文をご参照ください。

【別紙2】

特別委員会規程の概要

1. 設置

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会より委任を受けた、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役又は当社社外監査役により、3名以上で構成される。

3. 招集権者

特別委員会は、各特別委員会委員が招集する。

4. 決議要件

特別委員会は、特別委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。但し、特別委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、特別委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

5. 権限及び義務

- ①特別委員会は、買付け等の内容について提供された情報に基づき評価・検討を行い、必要があれば、評価期間の延長の勧告や、当社代表取締役等を通じた買収予定者との交渉により、買付け等が当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益のために改善されるよう努め、最終的に本プランの発動事由の有無を判断し、本プランを発動するか否かにつき当社取締役会に対し勧告を行う。
- ②特別委員会は、決議及び勧告に必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。
- ③特別委員会は、買付け等が発動事由に該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告する。但し、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告する。

6. 諮問

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができる。

7. 取締役会の尊重義務

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。但し、本プランの発動が当社株主総会に付議された場合は、当該株主総会の決議に従う。

以 上

【別紙3】

特別委員会委員の氏名及び略歴

1. 吉川 興治

1950年2月8日生

1978年4月 検事任官（大阪地方検察庁）

2000年4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長

2004年4月 最高検察庁検事

2005年7月 大阪地方検察庁次席検事

2009年1月 神戸地方検察庁検事正

2010年1月 検事退官

2010年3月 弁護士登録

2014年6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士（馬場法律事務所）

NC S & A 株式会社社外監査役

- ※ 吉川興治氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、本定時株主総会において選任されることを条件に、当社社外取締役に再任する予定です。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 猿渡 辰彦

1953年3月1日生

1976年4月 東陶機器(株) (現 TOTO(株)) 入社

2001年6月 同社取締役執行役員機器事業グループ長

2002年6月 同社取締役常務執行役員機器事業グループ長兼中央技術センター所長

2006年6月 同社取締役専務執行役員研究・技術グループ、経営企画部担当

2013年5月 (株)井筒屋 社外監査役

2013年6月 TOTO(株)代表取締役副社長

2016年6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド社外監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

(株)ノリタケカンパニーリミテド社外監査役

- ※ 猿渡辰彦氏は、本定時株主総会において選任されることを条件に、会社法第2条第15号に規定する社外取締役に就任する予定であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3. 森本 宏

1960年7月13日生

1987年4月 弁護士登録、北浜法律事務所 (現 北浜法律事務所・外国法共同事業) 入所

1995年6月 当社社外監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

弁護士 (弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO)

株式会社千趣会社外監査役

岩井コスモ証券株式会社社外監査役

- ※ 森本 宏氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であり、本定時株主総会において選任されることを条件に、当社社外監査役に再任する予定です。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

4. 佐藤 陽子

1960年7月23日生

1986年9月 太田昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入所

1990年3月 公認会計士登録

2011年5月 新日本有限責任監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）シニアパートナー就任

2019年6月 E Y新日本有限責任監査法人退所

2019年9月 公認会計士佐藤陽子事務所所長（現任）

（重要な兼職の状況）

公認会計士（公認会計士佐藤陽子事務所所長）

- ※ 佐藤陽子氏は、本定時株主総会において選任されることを条件に、会社法第2条第16号に規定する社外監査役に就任する予定であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

(a) 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - 2) 本新株予約権を取得するのと引換えに当社普通株式を交付（当社普通株式を発行すること又はこれに代わる当社の有する当社普通株式を移転することを併せていう。以下同じ。）する数及び本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに交付する数は、下記(b)に定める数とする。但し、下記3)により対象株式数（下記3)により定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - 3) 各本新株予約権の取得又は行使により当社普通株式を交付する数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で取得又は行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整に当たり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額(下記2)により定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
 - 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所
本新株予約権発行決議において、当社取締役会が定める。
- (4) 本新株予約権の行使期間
下記(d)の本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6か月を経過した日までとする。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本金に組入れるものとし、資本金に組入れない額は0円とする。
- (6) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 本新株予約権の取得
- ① 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、下記(e)記載の(1)に定義する「非適格者」以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- (8) 合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継
当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において取得若しくは行使又は消却されていない本新株予約権に係る義務を、合併の場合には当該合併後存続する会社（吸収合併存続会社）又は当該合併により設立する会社（新設合併設立会社）に、吸収分割の場合には当該吸収分割の分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社（吸収分割承継会社）に、新設分割の場合には当該新設分割の設立会社（新設分割設立会社）に、株式交換又は株式移転の場合には当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社、以上の6者を併せて「存続会社等」という。）に、以下の決定方針に基づき承継させることができる。但し、それぞれの場合について、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 1) 承継された本新株予約権の目的たる株式の種類
存続会社等の普通株式
 - 2) 承継された本新株予約権の目的たる株式の数
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

- 3) 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- 4) 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の取得又は権利行使の条件、発行決議の失効等
本要項に準じて、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。
- 5) 取締役会による譲渡承認について
本新株予約権の譲渡については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(b) 本新株予約権の総数

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）に2を乗じた数を上限とする。

(c) 本新株予約権無償割当ての方法及び割当先

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）における最終の株主名簿に記録された株主（下記(e)の定めにて新株予約権を行使できない者も含み、自己株式の保有者としての当社は除く。）に対して、その有する当社普通株式1株につき1個以上の割合で本新株予約権を割当てる。

(d) 本新株予約権無償割当ての基準日及び効力発生日

(1) 基準日

当社取締役会が本プランの発動を決定した日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(2) 効力発生日

基準日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(e) 本新株予約権の行使の条件

- (1) ①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」若しくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者」、又は⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」（以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」という。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- 1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）について、20%以上の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）を保有する者又は20%以上保有することになると当社取締役会が認める者をいう。

- 2) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
 - 3) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
 - 4) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
 - 5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- (2) 上記(1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ①当社、当社の子会社又は当社の関連会社
 - ②当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ特定大量保有者になった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
 - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、1) 所定の手続の履行若しくは2) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は3) その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、1) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明・保証し、かつ2) その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記1) 及び2) を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 上記(1)ないし(4)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(f) 本新株予約権の行使方法等

(1) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書（当該本新株予約権者が非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。）に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会並びに本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて払込取扱場所に提出し、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使できるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(2) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(g) 新株予約権者に対する通知

- (1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- (2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(h) 金融商品取引法による届出

上記各項については、金融商品取引法による届出を必要とするときは、その届出の効力発生を条件とする。

(i) 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱などの不確実性要因を背景に、米国・欧州ともに企業の設備投資意欲は減退する傾向にありましたが、国内経済は、雇用情勢の改善から個人消費を中心に堅調に推移しておりました。しかしながら、当期の終盤に入り、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の影響を受け、世界経済・国内経済を問わず景気の先行きに不透明さが増してまいりました。

当社グループを取り巻く経営環境は、主力のゲーミング市場では前期のドイツにおける法規制の改正に伴う駆け込み需要の反動減による市場の冷え込みが顕著となり、コマース（流通・金融・交通等）市場では、日本国内においては2020年に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピックに向けた設備投資需要は堅調に推移したものの、中国・東南アジアの流通市場でのキャッシュレス決済の普及が進んでいることから貨幣処理機器のニーズは停滞傾向にありました。また、遊技場向機器市場では、遊技機規則改正の影響により、パチンコホールにおける設備投資の抑制傾向が続いており、総じて厳しい環境下にありました。

このような状況において、当社グループでは、ゲーミング市場向けには、主力製品である紙幣識別機ユニットを中心に、デジタルサイネージソリューションやカジノホール向けシステム製品をはじめとする新規商材の販売促進に注力いたしました。コマース市場向けには、日本国内では、公共交通機関等の整備に係る需要の確実な確保に向け積極的な営業活動を行い、キャッシュレス化が進行する中国や東南アジアにおいても、貨幣処理機器のニーズが高い鉄道券売機などの交通市場に比重を置いた販売活動に努めました。また、遊技場向機器市場には、主力製品の市場シェアの維持に努めたことに加え、受動喫煙対策等に関連する分煙ボックスなどの拡販を実施いたしました。

しかしながら、前期のゲーミング市場でのドイツにおける法規制前の買替需要に対する反動減が大きく影響したことにより、当期の売上高は、26,109百万円（前期比16.5%減）となり、さらに生産拠点の移転費用及び米国での追加関税、並びに新製品・新規事業への先行投資としての研究開発費の増加などにより、営業損失は730百万円（前期は1,973百万円の利益）、経常損失は為替差損の計上もあり、861百万円（前期は2,265百万円の利益）となりました。また、国内外の販売・生産体制の再構築費用などの特別損失を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1,796百万円（前期は1,288百万円の利益）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル109.25円（前期110.37円）、ユーロは122.18円（前期130.05円）で推移いたしました。また、決算期末の時価評価に適用する期末日為替レートは、米ドル108.83円（前期末111.01円）でありました。

（ご参考）

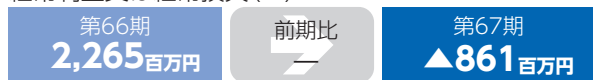
売上高



営業利益又は営業損失(△)



経常利益又は経常損失(△)



親会社株主に帰属する当期純利益

又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)



セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

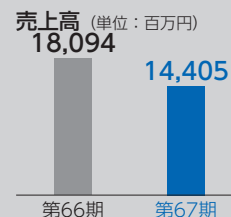
区分	第66期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第67期(当期) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	前期比増減額	同増減率
グローバルゲーミング	18,094 百万円	14,405 百万円	△3,688 百万円	△20.4 %
海外コマーシャル	3,371	2,624	△746	△22.1
国内コマーシャル	2,668	2,795	127	4.8
遊技場向機器	7,136	6,283	△852	△12.0
合計	31,270	26,109	△5,161	△16.5

(注) △は減少を示しております。

グローバルゲーミング

売上高
14,405百万円
前期比20.4%減

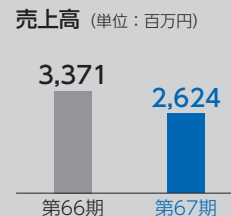
ドイツでのゲーミング法改正による前期の需要の反動減に伴い、紙幣還流ユニットの販売が大幅に減少となったことなどにより、当セグメントの売上高は減少いたしました。



海外コマーシャル

売上高
2,624百万円
前期比22.1%減

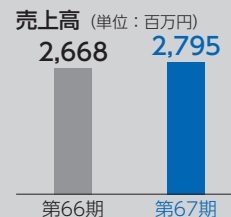
中国の鉄道券売機向けに新製品の紙幣還流ユニットの売上が増加いたしましたが、北米・欧州地域における金融機関向けの紙幣識別機ユニット及び紙幣還流ユニットの販売が減少したことなどにより、当セグメントの売上高は減少いたしました。



国内コマーシャル

売上高
2,795百万円
前期比4.8%増

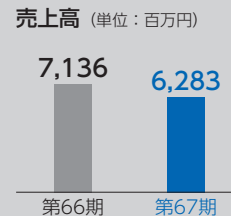
交通・流通市場の堅調な設備投資需要に伴い、ホテル自動精算機向、公営競技場精算機向、バスの料金箱向けの紙幣識別機ユニット等の販売が堅調に推移したことに加え、ガソリンスタンドにて分煙ボックスが採用されたことが寄与したことなどにより、当セグメントの売上高は増加いたしました。



遊技場向機器

売上高
6,283百万円
前期比12.0%減

市場環境は引き続き厳しい状況下にあったことに加え、メダル自動補給システムをはじめとする主力製品の販売が総じて減少したことなどにより、当セグメントの売上高は減少いたしました。



②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、614百万円であります。
その主な内容は、生産用金型319百万円であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第64期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第65期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第66期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第67期(当期) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高(百万円)	30,230	29,860	31,270	26,109
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	1,533	1,152	2,265	△861
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)(百万円)	1,012	924	1,288	△1,796
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	37円71銭	31円58銭	43円48銭	△60円57銭
総資産(百万円)	39,755	40,377	39,668	37,090
純資産(百万円)	28,937	32,874	32,893	30,303

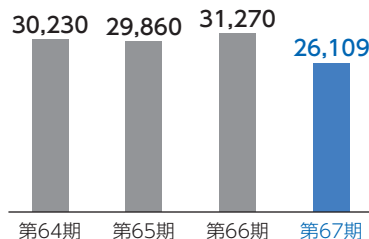
(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第66期の期首から適用しており、第65期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

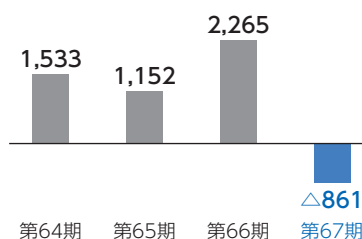
売上高

(単位：百万円)



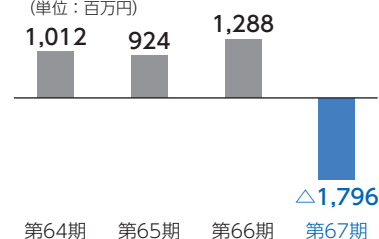
経常利益又は経常損失(△)

(単位：百万円)



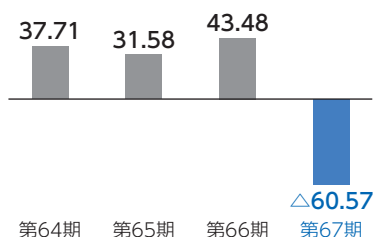
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)

(単位：百万円)



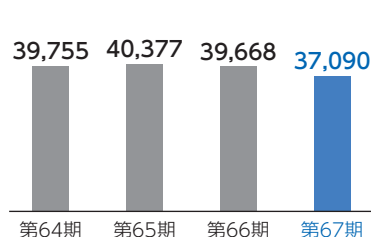
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位：円)



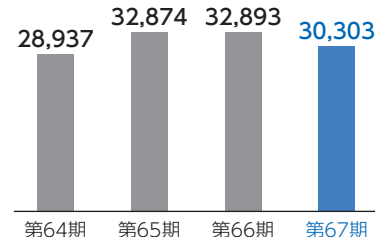
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000 千円	100.0 %	遊技場向機器等の販売、設置工事、保守
JCMメイホウ株式会社	50,000 千円	(100.0)	遊技機等の販売
JCM AMERICAN CORP.	7,200 千米ドル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM INNOVATION CORP.	1 千米ドル	(100.0)	プリンターユニットの製造・販売事業の管理
JCM EUROPE GMBH.	1,650 千ユーロ	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE (UK) LTD.	127 千ポンド	(100.0)	貨幣処理機器等の販売 プリンターユニットの販売・修理
JCM GOLD (H.K.) LTD.	17,500 千香港ドル	100.0	貨幣処理機器等の製造
SHAFTY CO.,LTD.	7,500 千香港ドル	100.0	関係会社への不動産の賃貸
JCM CHINA CO.,LTD.	500 千人民元	(100.0)	貨幣処理機器等の製造・販売支援
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	5,000 千タイバーツ	100.0	ソフトウェアの開発
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING (PHILIPPINES) INC.	10,400 千ペソ	100.0	貨幣処理機器等の製造

(注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む15社であります。

2. 当社の議決権比率欄の()内は、当社子会社による間接所有であります。

3. J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING (PHILIPPINES) INC.は、2020年1月22日付にて設立しております。

③その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

次期の経済環境につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、世界情勢や経済動向の先行きは大きな不安を抱えております。各国があらゆる対策を講じることで感染拡大防止に努めつつ、早期に経済活動を復活させようとする動きもあるものの、感染第二波が懸念される中、様々な場面において、あらゆる活動が制約され、また、雇用危機も深刻になるなど、早期の回復は見込めない状況にあります。

当社グループの経営環境につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、ゲーミング事業や遊技場向機器事業の主要顧客であるカジノホールやパチンコホールが、一時休業を余儀なくされ、また、コマーシャル事業のOEM顧客でもプロジェクトの遅延や中断による設備投資抑制が決定されるなど、当社の受注状況も軟化を余儀なくされております。

他方、営業活動を再開した顧客からの受注が持ち直しつつあるケースも散見されますが、中国やフィリピンでの生産活動の回復が充分でないこともあり、顧客への製品の供給が一部で滞る状況も生じております。

また、当社グループは、元来、近年における収益力の低下を受け、既存事業の底上げや、新規事業への積極進出を課題とし、新製品開発や、事業提携、M&Aの展開等に注力しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、これらの活動の停滞が懸念されるなど、総じて厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下において、当社グループでは、当面、当社の関連する事業環境が急速に回復することは無いという前提に立ち、収益改善のために固定費の削減、投資の見直しを実行してまいります。また、海外生産体制の再構築を早期に完了させ、供給体制の確立と、国際貿易の安定化を図ります。販売面では、海外コマーシャル事業の事業拡大を目指して、新規拠点の進出を図り、顧客開拓を実現してまいります。さらに、国内では、メカトロニクスの技術力を基盤とした新たなOEM事業の確立と、キャッシュレス社会に対応した事業の確立、並びにそのために必要な人材、設備、ノウハウ、資金等の確保に全力を傾注してまいります。

株主の皆様におかれましては、従前同様、ご理解ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

主要製品	製品細目等	用途等
貨幣処理機器 ※該当セグメント ・グローバル ゲーミング ・海外コマース ・国内コマース	紙幣識別機ユニット	ゲーム機、自動販売機等の紙幣受取部として使用されます。
	紙幣還流ユニット	紙幣の受取りと払出しを行い、受取った紙幣を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、ATM端末等で使用されます。
	プリンターユニット	主にカジノのスロットマシンに搭載するプリンターとして使用されます。
	自動納金機	異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数した上で保管する装置で、タクシー営業所等で使用されます。
	入出金機・釣銭機	スーパーマーケット等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確化・効率化を必要とする場所で使用されます。
	紙幣鑑別機	金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。
	OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。
遊技場向機器 ※該当セグメント ・遊技場向機器	外貨両替機	主に訪日外国人旅行者向けに、日本円と複数の外貨との双方向の両替を1台で行う製品であり、金融機関、宿泊施設等で使用されます。
	メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機等に不足するメダルを補給し、また、オーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。
	iクリアシステム	パチンコ店にて玉及びメダル貸出しに係る総合的な管理を行うほか、第三者機関を通じて透明性の高い健全な玉・メダルの貸出しを実現する、電子認証システム協議会のシステムであります。
	景品POSシステム	パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルの景品交換と、景品在庫を管理するシステムであります。
	パチスロ機・パチンコ機	パチンコ店において遊技機として使用されます。
	貨幣払出機	景品交換所において、金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。
環境関連機器	パチンコ店等で空気清浄用やタバコ分煙用で使用されます。	

(注) 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
日本金銭機械株式会社 (当社)	本社	大阪市平野区
	東京本社	東京都中央区
	長浜工場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本社	東京都中央区
JCMメイホウ株式会社	本社	東京都中央区
JCM AMERICAN CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM INNOVATION CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM EUROPE GMBH.	本社	ドイツ デュッセルドルフ市
JCM EUROPE (UK) LTD.	本社	英国 ミルトンキーンズ市
JCM GOLD (H.K.) LTD.	本社	香港
SHAFTY CO.,LTD.	本社	香港
JCM CHINA CO.,LTD.	本社	中国 広東省
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	本社	タイ バンコク市
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING (PHILIPPINES) INC.	本社	フィリピン ラグナ州

(注) 1. JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市平野区であります。

2. J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING (PHILIPPINES) INC.は、2020年1月22日付にて設立しております。

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減
631 名	9 名増

(注) 1. 上記には準社員155名は含んでおりません。
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
269 名	6 名増	43.6 歳	15.6 年

(注) 上記には派遣出向社員81名及び準社員78名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

①発行可能株式総数	118,000,000株
②発行済株式の総数	29,662,851株
③株主数	19,019名
④大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713 株	15.72 %
上東 宏一郎	2,707,246	9.13
上東 洋次郎	1,458,283	4.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,070,400	3.61
上東 好子	638,600	2.15
株式会社りそな銀行	563,343	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	558,400	1.89
株式会社三井住友銀行	503,724	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	448,400	1.51
トーターエンジニアリング株式会社	432,474	1.46

(注) 持株比率は自己株式2,438株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当期中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	上 東 宏一郎	上東興産株式会社 代表取締役
代表取締役社長	上 東 洋次郎	
常務取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長 兼 第1 研究開発本部、品質本部管掌
取締役	吉 村 泰 彦	遊技場向機器事業、第2 研究開発本部管掌 JCMシステムズ株式会社 代表取締役 一般社団法人電子認証システム協議会 代表理事
取締役	井 内 良 洋	上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業本部、生産本部管掌
取締役	上 野 光 宏	上席執行役員 グローバルガバナンス本部長
取締役	中 谷 議 人	上席執行役員 第1 研究開発本部長 兼 品質本部長
取締役(社外取締役)	吉 川 興 治	弁護士(馬場法律事務所) NCS&A株式会社 社外監査役
常勤監査役	山 澤 茂	
常勤監査役	寺 岡 路 正	
監査役(社外監査役)	小 泉 英 之	公認会計士(小泉公認会計士事務所代表)
監査役(社外監査役)	森 本 宏	弁護士(弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO) 株式会社千趣会 社外監査役 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 吉川興治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 吉川興治及び監査役 小泉英之の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 2020年4月1日付にて、下記のとおり取締役の担当及び重要な兼職の状況を変更しております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
		変更前	変更後
常務取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長 兼 第1研究開発本部、 品質本部管掌	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	上 野 光 宏	上席執行役員 グローバルガバナンス本部長	上席執行役員 グローバルガバナンス本部長 JCM EUROPE GMBH.代表 取締役

6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は12名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の8名であります。

氏名	主要な担当業務
中 尾 晴 昭	上席執行役員 MRXプロジェクト担当 JCM EUROPE GMBH.代表取締役
今 井 崇 智	上席執行役員 JCM AMERICAN CORP.代表取締役 兼 経営企画本部副本部長
岩 井 一 郎	執行役員 生産本部長
長谷川 誠	執行役員 営業本部長
武 田 敬 之	執行役員 JCM AMERICAN CORP.技術担当ディレクター
藤 原 靖 之	執行役員 第1研究開発本部副本部長
神 野 紀 行	執行役員 第1研究開発本部副本部長
山 崎 統 司	執行役員 経営企画本部副本部長

(注) 2020年4月1日付にて、下記のとおり執行役員の主要な担当業務を変更しております。

氏名	主要な担当業務	
	変更前	変更後
中 尾 晴 昭	上席執行役員 MRXプロジェクト担当 JCM EUROPE GMBH.代表取締役	上席執行役員 MRXプロジェクト担当

②当期中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
牧 比佐史	2019年6月26日	任期満了	常務取締役 社長補佐
ブライアン・アンドリュースミス	2019年6月26日	任期満了	取締役（社外取締役） 在日カナダ商工会議所バンクーパー特別代表
上野光宏	2019年6月26日	辞任	常勤監査役（社外監査役）

(注) 上野光宏氏は、2019年6月26日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、同日付で取締役に就任しております。

③取締役及び監査役の報酬等

当期に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績変動報酬	譲渡制限付 株式報酬
				賞与	
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2)	162百万円 (7)	146百万円 (7)	—百万円 (—)	15百万円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	41 (16)	41 (16)	— (—)	— (—)
合計 (うち社外役員)	15 (5)	203 (20)	188 (20)	— (—)	15 (—)

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおり、監査役（社外監査役）を退任し取締役就任した上野光宏氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めており、員数については重複しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2019年6月26日開催の第66期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の報酬額として年額700万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額800万円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 吉川興治氏は、弁護士（馬場法律事務所）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、NCS&A株式会社の社外監査役を兼務しており、当社は同社に対し、社内コンピューターシステムの保守管理業務を委託しております。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士（小泉公認会計士事務所代表）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、株式会社千趣会、岩井コスモ証券株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と各社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名等	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 吉川興治	18回中17回	94.4 %	—	— %
社外監査役 小泉英之	18回中18回	100.0	15回中15回	100.0
社外監査役 森本 宏	18回中17回	94.4	15回中13回	86.7

b. 取締役会又は監査役会における発言状況

- ・社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 E Y新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H.K.) LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益配分に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案し、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。

当期の期末配当金につきましては、期初の予想どおり1株当たり8.5円（中間配当金と合わせて年間17円）といたしました。これにより当期の純資産配当率は1.6%となります。なお、連結配当性向については、当期に親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから算出しておりません。

内部留保金につきましては、自己株式取得などの株主還元策への支出を継続して検討するとともに、今後の事業展開に有益な業務・資本提携やM&Aなどの戦略的投資、新規市場開拓に必要な人材・研究開発投資など、将来に向けた成長確保のための費用として有効に活用してまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2017年6月28日開催の第64期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様への承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様への判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求めます。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様へ代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会は、その判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。

- ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。
- へ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものではありません。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランは本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了するため、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続することを決定しております。その詳細は株主総会参考書類の第3号議案をご参照ください。

事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減率、当社の重要な子会社に対する議決権比率、従業員の平均年齢及び平均勤続年数並びに取締役及び監査役の実任取締役及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、大株主の持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	25,824,162
現金及び預金	9,323,984
受取手形及び売掛金	5,389,927
有価証券	89,490
商品及び製品	6,110,268
仕掛品	484,180
原材料及び貯蔵品	3,859,915
その他の流動資産	722,956
貸倒引当金	△156,560
固定資産	11,266,474
有形固定資産	4,950,554
建物及び構築物	1,715,956
機械装置及び運搬具	124,711
土地	1,784,551
リース資産	12,368
その他の有形固定資産	1,312,966
無形固定資産	4,426,129
のれん	1,609,925
技術資産	131,928
顧客関連資産	2,365,489
ソフトウェア	52,764
その他の無形固定資産	266,022
投資その他の資産	1,889,791
投資有価証券	793,498
退職給付に係る資産	481,999
繰延税金資産	335,016
その他の投資等	338,267
貸倒引当金	△58,989
資産合計	37,090,637

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,142,340
支払手形及び買掛金	3,094,724
リース債務	51,669
未払法人税等	591,512
賞与引当金	291,682
事業構造改善引当金	342,843
その他の流動負債	1,769,908
固定負債	644,919
リース債務	185,335
繰延税金負債	292,452
その他の固定負債	167,131
負債合計	6,787,259
純資産の部	
株主資本	30,962,097
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,762,525
利益剰余金	25,984,844
自己株式	△2,217
その他の包括利益累計額	△658,720
その他有価証券 評価差額金	134,561
為替換算調整勘定	△793,281
純資産合計	30,303,377
負債・純資産合計	37,090,637

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,109,042
売上原価	16,488,108
売上総利益	9,620,933
割賦販売未実現利益戻入額	29,133
割賦販売未実現利益繰入額	33,972
差引売上総利益	9,616,094
販売費及び一般管理費	10,346,883
営業損失	△730,788
営業外収益	
受取利息	6,266
受取配当金	23,468
その他	31,321
	61,056
営業外費用	
支払替の利息差損他失	4,567
	174,108
	13,447
	192,123
	△861,856
特別損失	
固定資産除却損	8,905
投資有価証券評価損	39,282
訴訟関連損失	99,172
事業構造改善費用	424,301
	571,662
税金等調整前当期純損失	△1,433,518
法人税、住民税及び事業税	319,907
法人税等調整額	42,839
	362,747
当期純損失	△1,796,265
親会社株主に帰属する当期純損失	△1,796,265

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,369,259
現金及び預金	5,690,241
受取手形	294,757
売掛金	2,390,861
商品及び製品	615,577
仕掛品	482,538
原材料及び貯蔵品	765,330
前払費用	94,099
未収入金	233,513
未収還付法人税等	7,294
関係会社短期貸付金	1,803,123
その他の流動資産	51,029
貸倒引当金	△59,108
固定資産	8,683,908
有形固定資産	4,145,060
建物	1,420,160
構築物	14,457
機械及び装置	19,122
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,229,083
リース資産	12,368
土地	1,449,868
無形固定資産	88,084
ソフトウェア	37,015
ソフトウェア仮勘定	44,463
その他の無形固定資産	6,605
投資その他の資産	4,450,763
投資有価証券	771,882
関係会社株式	1,039,026
出資	4,930
関係会社出資金	606,224
関係会社短期貸付金	1,523,620
長期前払費用	0
会員権	52,310
前払年金費用	473,285
その他の投資等	31,754
貸倒引当金	△52,270
資産合計	21,053,167

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,135,806
支払手形	4,499
買掛金	1,020,978
リース債務	2,147
未払金	533,605
未払費用	69,018
前受金	18,892
賞与引当金	228,679
事業構造改善引当金	225,172
その他の流動負債	32,812
固定負債	354,286
繰延税金負債	217,718
リース債務	11,210
その他の固定負債	125,357
負債合計	2,490,093
純資産の部	
株主資本	18,428,354
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,762,525
資本準備金	2,063,905
その他資本剰余金	698,619
利益剰余金	13,451,101
利益準備金	274,318
その他利益剰余金	13,176,782
別途積立金	14,034,761
繰越利益剰余金	△857,978
自己株式	△2,217
評価・換算差額等	134,720
その他有価証券	134,720
評価差額金	
純資産合計	18,563,074
負債・純資産合計	21,053,167

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商 品 及 び 製 品 売 上 高 益	5,578,120	
役 務 収 入	2,571,149	8,149,269
売上原価		5,503,303
売 上 総 利 益		2,645,966
販売費及び一般管理費		4,029,678
営 業 損 失		△1,383,712
営業外収益		
受 取 利 息	94,724	
受 取 配 当 金	725,714	
業 務 受 託 料	272,601	
受 取 賃 貸 料 入	37,634	
雑 収 入	9,057	1,139,732
営業外費用		
業 務 受 託 原 価	283,884	
賃 貸 収 入 原 価	37,634	
為 替 差 損 失	161,366	
雑 損 失	5,044	487,929
経 常 損 失		△731,909
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損 失	5,587	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	39,282	
事 業 構 造 改 善 費 用	248,961	293,831
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,025,740
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	52,217	
法 人 税 等 調 整 額	38,805	91,022
当 期 純 損 失		△1,116,763

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

2020年5月21日

E Y 新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松村 豊 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

2020年5月21日

E Y 新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松村 豊 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

日本金銭機械株式会社 監査役会

常勤監査役	山澤 茂 ㊟
常勤監査役	寺岡 路正 ㊟
監査役(社外監査役)	小泉 英之 ㊟
監査役(社外監査役)	森本 宏 ㊟

以上

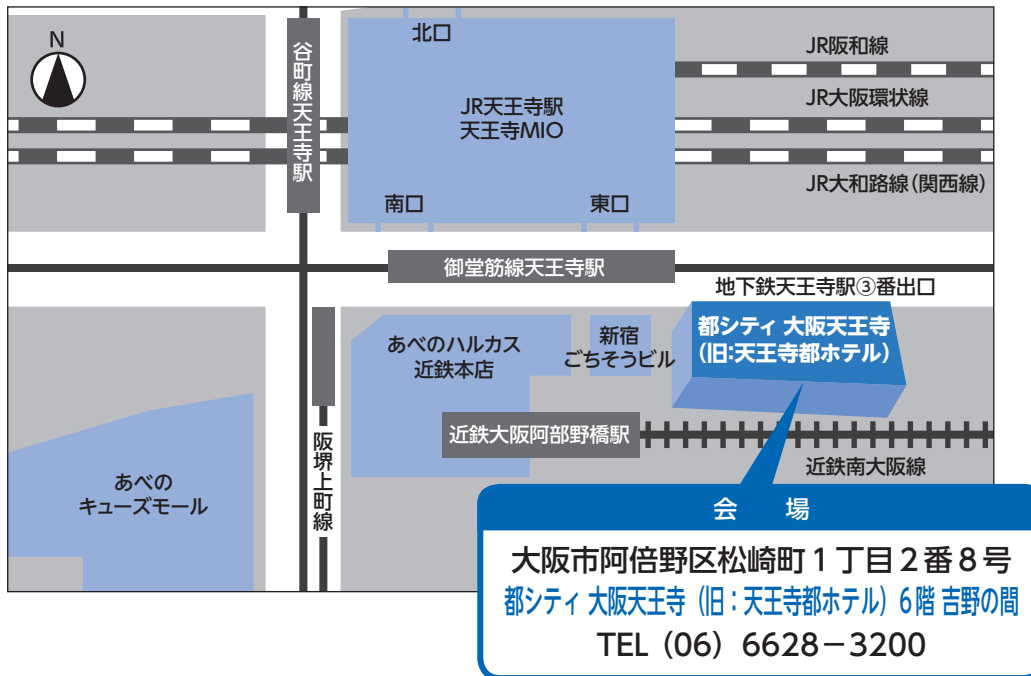
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing, spaced evenly down the page.

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

- ▶ JR天王寺駅東口／近鉄大阪阿部野橋駅東口より徒歩約1分
 - ▶ 地下鉄天王寺駅（御堂筋線・谷町線）③番出口より徒歩約1分
- ※ホテルには駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、**株主総会当日のご来場を見合わせていただくことを強く推奨申し上げます。**
- 議決権行使については、書面により議決権を行使することができますので、**可能な限り書面により事前に議決権をご行使ください。**
- 本年より、**株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。**

